

国土交通省からの事務連絡についての一般社団法人C B工法協会の対応

鉄筋の継手の構造方法を定める件の運用について

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長

上記の事務連絡が問題になっています。この事務連絡が取り上げているのは広島県内で鉄筋強度と異なった溶接材料を使用した工事です。それが発覚しました。使用された溶接工法は一般財団法人日本建築センターのBCJ評定をうけた工法です。これに関する国土交通省および広島県の調査資料を「資料1」に添付します。この溶接工法の種類は周知と思われるので記載しません。

この溶接工法はCB工法と全く関係がありません。CB工法は平成元年に大阪府と愛知工業大学の共同研究から生まれました。研究協力会社が建設大臣評定を取得しましたが、その翌年に、評定は廃止になりました。

その後の対応について大阪府と愛知工業大学は建設省建築指導課より指導を受けました。その内容は

鉄筋溶接は施工実績が蓄積されたので評定は廃止する。得られた評定は参考資料として使用されたい。鉄筋溶接工法の採否は設計者、施工者のその技術と知識に基づく判断による。「資料2」大阪府および愛知工業大学は通達別添「資料3」に基づいた研究を継続することを期待する。大阪府および愛知工業大学は溶接工事会社の育成と溶接技術者の技術教育を行ってほしい。

以上の指導に基づいて、大阪府と愛知工業大学は協議の結果、CB工法協会を設立し、建設省の意向に沿った運営を行うことにしました。平成5年にはCB工法の特許「資料4」が成立しました。特許権者は大阪府です。特許証の明細のページにはこの時の大阪府知事の山田勇（横山ノックさん）の名が記載されています。知事は官学民の共同研究の成果としてきわめて喜んでいたとの報告を受けました。

その後も大阪府と愛知工業大学は研究を続け、A級継手の性能を確認しています。この研究結果「資料5」は一般社団法人CB工法協会のホームページに記載されています。なおBCJ評定は法律に基づいたものではありません。日本建築センターのホームページには「日本建築センターが独自にだした」と記載されています。今は、かつての大臣評定はありません。

現在、鉄筋の溶接継手に関する唯一の規定は平成12年の建設省告示「鉄筋の継手の構造方法を定める件」「資料-6」です。CB工法はこの告示に合致しています。一般社団法人CB工法協会は全国64社にA級継手施工会社を認定し、愛知工業大学で700人を超える溶接技術者を育ててきました。CB工法はA級継手として28年の実績があり、多くの建設工事で使われています。関係各位のご理解を得て、さらに多くの工事に使われることを期待しております。

平成28年8月に国土交通省を訪ね、現状と以上の経過を説明してきました。特に指摘された問題点はありませんでした。

平成29年3月20日 一般社団法人CB工法協会 会長 尾形素臣

国土交通省からの事務連絡について

平成29年4月7日に、「国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長」を訪問し、意見交換を行いました。指示された国土交通省の基本的な方針は以下の通りです。

「国として鉄筋の溶接技術の認定等について一般財団法人日本建築センターおよび公益社団法人日本鉄筋継手協会に限定することはない。一般社団法人C B工法協会が溶接技術の認定を行うことは全く問題がない。社会がどの団体の認定を認めるかであって、国が関知することではない。」

「今後、鉄筋の溶接継手が増加することを踏まえ、一般財団法人日本建築センターおよび公益社団法人日本鉄筋継手協会等と競い合って、一般社団法人C B工法協会も社会的な責任を果たしてもらいたい。」

以上の貴重なアドバイスをいただきました。なお、一般社団法人C B工法協会が認定したC B工法溶接工事会社のリスト「資料ー7」は国土交通省住宅局建築指導課に提出してあります。

C B工法は年間300万カ所の継手工事を行う、溶接継手としては最も一般的な工法です。一般社団法人C B工法協会は社会的責任を重く受け止めて運営を行ってゆきます。

平成29年4月7日 一般社団法人C B工法協会 会長 尾形素臣

一般財団法人 日本建築センターとの意見交換

平成29年9月13日に一般財団法人日本建築センターにおいて鉄筋溶接継手に関する評定および国土交通省方針についての評定部部長および評定部構造課の皆様と意見交換を行いました。

国土交通省建築指導課の方針

「国として鉄筋の溶接技術の認定等について一般財団法人日本建築センターおよび公益社団法人日本鉄筋継手協会に限定することはない。一般社団法人C B工法協会が溶接技術の認定を行うことは全く問題がない。社会がどの団体の認定を認めるかであって、国が関知することではない。」

「今後、鉄筋の溶接継手が増加することを踏まえ、一般財団法人日本建築センターおよび公益社団法人日本鉄筋継手協会等と競い合って、一般社団法人C B工法協会も社会的な責任を果たしてもらいたい。」

一般財団法人日本建築センターおよび一般社団法人C B工法協会ともに上記について異論はありませんでした。

一般社団法人C B工法協会の認定を受けている企業は平成29年8月時点で64社となります。この64社は一般財団法人日本建築センターの評定を得る必要はありません。また、一般社団法人C B工法協会の認定を使って認定された企業以外が仕事を行うことはできません。これは一般財団法人日本建築センターの評定の条件と同様です。

現在、一般社団法人C B工法協会、一般財団法人日本建築センターおよび公益社団法人日本鉄筋継手協会が認定した鉄筋継手工法を「資料-8」に示します。

鉄筋溶接継手工法において、C B工法はC B工法協会会員からの聞き取り調査の結果、80%以上の推定市場占有率となっています。

国土交通省の方針に基づき一般財団法人日本建築センターおよび一般社団法人C B工法協会は鉄筋溶接継手の健全な発展に尽くすべきとの意見の一致を見、友好的な意見交換となりました。

平成29年9月14日 一般社団法人C B工法協会 会長 尾形素臣